

農委広報

かみのやま

第150号

平成31年3月25日発行

(編集・発行)

上山市農業委員会

電話 023-672-1111

FAX 023-672-1112

猟友会の活躍に注目!



檻ワナにかかったイノシシと猟友会会員の皆さん

近年、イノシシの急増による農作物への被害が多くなっており、さらなる被害拡大も懸念されています。

猟友会では、市の有害鳥獣捕獲事業として、イノシシの捕獲を行っています。平成29年度は、130頭程のイノシシを捕獲しました。平成30年度は、降雪量が少なく、畑や山にワナ(檻ワナ・くくりワナ)がかけやすかったこと等から現在180頭以上のイノシシを捕獲している状況です。来年度も、年間を通して、有害鳥獣捕獲が行われる予定です。

私自身、猟友会に所属していませんが、ワナ捕獲の免許を持っていないので、猟友会会員の友人にお願いして、私の畑にワナをかけてもらっています。今後は、ワナ捕獲の免許を取得して、地域に貢献したいと思っています。

ただし、被害があるからといって免許を持たない一般の方が捕獲をするとは処罰の対象になります。ご注意ください。

(山口久志委員)

平成31年度農林施策に関する 意見・要望書を提出

農業に関する課題を市政に反映してもらうため、平成30年11月に意見・要望書を市長に提出しました。内容には、8月に実施した認定農業者への要望調査や農業委員会と認定農業者との懇談会で出された意見を取り入れて入れています。

意見要望及び回答の要旨は次のとおりです。

(※文中、▽は意見・要望の内容、▽は回答の要旨を表します。)

《農地の有効活用について》

▽農地中間管理機構による基盤整備をともなう利用集積

▽山形県農地中間管理機構に引き続き要望してまいります。

▽各種補助金の拡充による農地等の整備ができる制度の導入

▽農地整備については、活用できる既存の制度がありますのでご相談願います。遊休農地解消支援事業等の補助枠を拡充することについては、補助対象者に営農組合等を加えるなど見直してまいります。

▽高齢化を見据え、円滑な農地の継承ができる仕組みづくり

▽農地の円滑な継承につながるよう、人・農地プラン策定地区において、担い手への集積、集落営農の推進等についての話し合いを実施してまいります。

また、農家の情報については、農業委員、

農地利用最適化推進委員からご協力をいただきながら把握に努めてまいりたいと考えており、専門職等を現時点では設置する予定はありません。

《有害鳥獣対策について》

▽電気柵設置補助の上限引上げ

▽現時点での電気柵設置件数は100件を超える状況であります。そのうち補助上限額に達している件数はないことから、上限については現状のままと考えております。

▽捕獲奨励金の継続

▽今年度から新たに創設した制度であり、11月14日までのイノシシの捕獲頭数は60頭を超え、昨年同時期の4倍以上となっております。今後とも継続する予定でおります。

▽広域電気柵の設置

▽防護柵設置は、有害鳥獣対策として効果的な対策であり、地域ぐるみの取組と



市長に意見・要望書を手渡し

して広範囲に防護柵を設置することは、さらに効果が期待されます。しかし、広範囲に防護柵を設置するには、皆様のご理解とご協力が欠かせないことから、皆様の意向を確認しながら設置に向け働きかけてまいります。

▽ワナ免許取得者の増員

▽地域の中に有害鳥獣を捕獲できる方がいることは、捕獲に限らず有害鳥獣対策を実施するうえで大きな強みと捉えております。昨年度から狩猟免許取得時における支援を強化し、これまで以上に取得者が拡大していますので、引き続き狩猟免許取得者増員に力を入れていく予定です。

▽有害鳥獣の対策の周知

▽これまででも広報誌等を利用するとともに研修会を開催し周知を図ってきたところですが、全員には行き届いていない状況があることから、今年度は旧村単位や地区単位での説明会を開催し、周知を図ってきました。今後とも対策や支援制度等の周知を

図るとともに、モデル地区での実績についても広報するように考えております。

《認定農業者への市単独の補助の充実について》

▽市単独補助の担い手等経営確立支援事業については、効率的かつ安定的な農業経営が実現できるよう補助対象や上限額等について検討してまいります。

認定農業者の研修会等の開催については、認定農業者連絡協議会で新たに研修会等を実施いただくことになりましたが、継続いただけるよう支援してまいります。また、広報については、各種情報を提供するよう努めてまいります。

《上山ワインの郷づくりへの取組みについて》

▽「かみのやまワインの郷プロジェクト」では、ワインづくりの生産振興、醸造・消費拡大に向け一丸となって事業を展開しており、生産・醸造は順調に拡大していることから、引き続き新たなワイナリー創業に向け力を注いでまいります。関係機関と連携しほ場整備事業箇所を中心にワインづくりの団地形成に努めてまいります。

また、市内飲食店でのBYOキャンペーンや酒類販売店での消費キャンペーンの実施など関係機関と連携し、ワインの消費拡大に取り組んでおります。観光面では、7月のやまがたワインバルと併せワインツーリズムが開催され好評を得たところであり、来年度も同様のツアーが予定されております。

《中山間地域等直接支払制度、 多面的機能支払交付金制度の 継続・活用について》

▼中山間地域等直接支払制度の継続
▼多面的機能支払交付金制度の継続
▼国からの農村に対する支援の有効活用
▼農地保全に有効な制度であることから、
これまでも事務の簡素化など取り組みやす
い制度を要望してまいりました。今後も制
度継続を含めて要望してまいります。
また、事務処理代行の仕組みの構築に
ついては、今後の研究課題と考えており
ます。

創刊150号に寄せて

上市市農業委員会 会長 花谷和男

農業委員会広報誌「農委かみのやま」が、
今回150号を発行することになりました。
た。

農業委員会の歴史を辿ると、昭和26年
に農業委員会法が制定され、翌年に農地
法が制定されています。当時農地法は、農
地を効率的に利用し地域との調和に配慮
すること、農業者の権利・地位を守ること、
そして、国内農業生産の増大と食料の安
定供給を目的としました。その際、農地の
利用権の設定・移転等について農業委員会
の許可を要するとしたことが、農業委員会
発足の趣旨とされています。

農政懇談会に参加して

昨年12月25日有馬館にて、市長と農業
委員会との農政懇談会が開かれました。

農業委員会が農林施策に関する意見・
要望書を毎年市に対して提出し、それに
対する回答が出されます。農政懇談会は、
意見・要望書への回答を受けて、意見交
換を行うものです。

農政懇談会当日は、市長から直接回答
に関する市の基本的な考え方を伺い、その
後質疑応答がありました。今回は、市の現
状を考えると、小規模な土地改良も実施で

その後、農業委員会法は平成28年4月
に大きく改正されました。改正により前
述した業務に加え、担い手への農地の集積・
集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参
入の促進等、いわゆる農地利用の最適化を
推し進めることになりました。上市市でも、
担い手の不足と高齢化、野生鳥獣による
農作物被害や農作物価格の低迷等課題を
多く抱えています。しかし、地域の農業を
守ることが、地域の景観を維持し、地域の
創生に繋がるものとし、農業委員・農地利
用最適化推進委員が連携して業務を進め
てまいります。

地域の皆様には、これまでのご協力に感
謝を申し上げるとともに、今後とも、ご理
解・ご協力を賜りますようお願い申し上げ
ます。

きるようにすべきであるといった意見を初
め、農業が抱える様々な課題について意見
が交わされました。時間的な制約はありま
したが、大変に中身の濃い有効な時間を過
ごしました。

農業従事者の高齢化↓担い手の不足
↓遊休農地・耕作放棄地の増加と農業
を取り巻く環境は大変に厳しいのが現状
だと思っています。

私達、農業委員・農地利利用最適化推進
委員は地域に溶け込み、精一杯活動しな
ければいけないと思いを新たにしました。

(原田広幸委員)

OSINの会を視察して

昨年11月、町ぐるみで新規就農者受入
事業に取り組む「OSINの会」を視察し
ました。

英語表記だと分かりづらいですが「お
しんの会」と読めば、地域性や特産品が思
い浮かぶ、「大江町就農研修生受入協議
会」とわかります。おしんのふるりのイメ
ージどおりの町でありました。

現時点において、30人を超える移住者
が農業に取り組み、既に9人が独立してい
ることを思えば、驚かされる先進地です。
やはり、行政を中心に町全体を挙げて取
り組むことが大切だと改めて感じさせら
れました。

住宅や農地の提供・補助のほかに町と
JAの支援による共同作業場や倉庫、そ
して、スピードスプレヤー・乗用草刈機の
貸出等がある点も大変素晴らしいことで
強みだと感じました。問題として、農機具
操作の不慣れによる故障が多いそうです
が、時間をかければ解決すると思います。

町を挙げて新規就農者と経験豊富な農
家が特産品作りに参加し、すもものブラ
ンド化のために協力し合い、町とJAが売
込みに力を注ぐ姿勢に学ぶべき点を数多
く感じました。

やはり、その土地で育てやすい品種や
高価格が期待できる作物を町全体で選
育していくことが、移住者の増加及び採
算性の良い農業へ向けての活力になると
思いました。

(奈良崎洋一推進委員)



OSINの会の視察の様子

視察研修報告

1月29日から31日までの3日間、農業委員会の視察研修が行われ、農業委員14人と農地利用最適化推進委員7人が参加しました。

今回は、「営農組織・法人」及び「鳥獣害対策」をテーマに、山口県内3か所で視察を行いました。「営農組織・法人」については、「農事組合法人うもれ木の郷」（阿武郡阿武町）及び「船方農場グループ」（山口市）を視察しました。そして、「鳥獣害対策」については「萩市、萩阿武地域鳥獣被害防止対策協議会」（萩市）を視察しました。視察に参加した委員からは以下のような感想が寄せられています。

農業委員会では、今回の視察で学んだことを今後の業務に活かしていきます！

農事組合法人

うもれ木の郷

この地区の農地は、池・沼地でぬかるみがあったことから、近辺の4集落で大正元年から4年をかけて自力でほ場整備をしたそうです。それでも、水田1枚が20アールで農道もなく不便な農地であったことから、4集落が4年間で300回以上の話し合いを重ね、山口県で第1号の農事組合法人を設立しました。当時、組合員は66人、農地面積は90アールでした。水利が不便なことから全農家から同意をもらい、再度、ほ場整備をしました。この時、水田から杉の木の間伐木が大量に掘り出されて、大変な作業であったことが「うもれ木の郷」の名前の由来です。ほ場整備の結果、1枚の面積が40アールになり、排水対策もすっかりとした水田が完成しました。

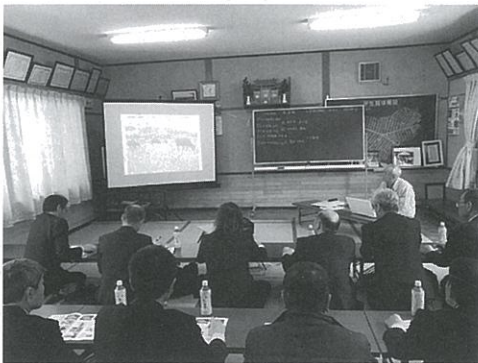
平成9年には女性によるグループの「四つ葉サークル」を設立しています。これは、女性も活躍できる場をつくることを目的に立ち上がったグループで、参加者からは「皆さんと家族のような関係になった」という声が聞かれるそうです。また比較的初心者でも作りやすいスイカやほうれん草のハウスを増やしたことで、新規就農者が兵庫県及び神奈川県から2組入ってきたそ

うです。

さらに、女性の意見を経営に活かすため平成13年に女性が組合員に加入し、女性理事の登用も進めています。その結果、地元で収穫した大豆を利用した豆腐作りや花いっぱい運動等新たな取組みが展開されています。最近では、葉草栽培といった新しい事業にも挑戦しているそうです。

説明を聞き、うもれ木の郷は地区民全員参加を体現している農事組合法人だと感じました。課題として、後継者・担い手不足を挙げており、全国どこでも課題は同じです。私の地域は山間地であり集団化もできない農地がほとんどであることから今後の農地利用を考え、葉草の栽培・研究を行っていく必要があると思いました。

（江口勘四郎委員）



うもれ木の郷での研修の様子

船方農場グループ

船方農場グループは、1次・2次・3次産業別に会社を有し、農業の6次産業化を図る全体の統括組織として事業協同組合がある、非常に大きなグループです。今回の視察では、グループ内で1次産業を担う、有限会社船方総合農場に伺いました。

船方総合農場は、昭和44年にグループ内で1番最初に設立された法人です。当時は、うまくやっていけるという確信はなかったものの、農業の近代化のためには必要なことであると思い、法人化に踏み切ったそうです。農業経営を法人化する意義として、経営単位が「家」から「個人」になったことに対応すること、「農地と経営」を一体として継承していく必要があること、「若者のニーズ」に対応した農業経営を確立すること等をこれまでの経験から感じているそうです。ただ私としては、地域に根差した形態である家族経営に魅力を感じます。

また、ここでも後継者不足の話題が挙がりました。船方総合農場にも毎年地元の学生が職場体験に来ますが、将来農業をやりたいという学生はほとんどいないそうです。そのことに対して、就農したいという若者がいないのは、

農業で生計を立てられることを示すことができなかった我々の責任であり、農業で儲けることができることを示していく必要があると感じているそうです。後継者を育てていくことが私たち先輩の責務であると考えています。

(稲毛博推進委員)



船方総合農場での研修の様子

萩市、萩阿武地域 鳥獣被害防止対策協議会

市が抱える大きな問題として、野生鳥獣による被害があります。ニホンザルやイノシシ、ニホンジカなど多様な野生鳥獣による農業被害は、深刻な問題であり喫緊の課題となってきました。

す。そこで今回、西日本でも有害鳥獣対策の先進地である萩市、萩阿武地域鳥獣被害防止対策協議会を視察しました。

視察をして、市で早急に取り組まなければならないのは、広域的な電気柵の整備、地域・農地ごとの対策、そして行政が中心となつての捕獲であると感じました。萩市では、地域住民・農家・行政・猟友会が一体となり対策に取り組んでいました。私たちも各主体が連携した体制を築いていく必要があると思います。現時点では、他市町村より被害が少ないかもしれませんが、今から本格的に取り組まなければ、手遅れになってしまいます。

今後も農業委員会として、この問題の解決策を探りながら、被害軽減のために活動していきたいと思っています。

(木村辰也委員)



事務局からの重要なお知らせ

4月1日から、農地の下限面積が20aになります。ただし、空き家等に付随した農地で農業委員会の区域指定(地番指定)を受けた農地については、下限面積を1a[※]とします。

※原則、農用地区域を除きます。

農地法3条に基づき農地の売買・贈与・貸借等をする際には、農地取得後の経営面積が規定の面積以上になることが許可要件の1つとなっています。この規定の面積を「下限面積」といいます。

下限面積は、地域の実情に応じて、農業委員会が定めることができます。今回、農業委員会で検討した結果、下限面積を引き下げることになりました。これは、新規就農を促進することで、遊休農地の発生を防ぎ、農地の有効活用を推し進めるという観点からの変更です。

なお、空き家等に付随した農地の指定には時間がかかるため、余裕を持った相談をお願いします。

今さら! 認定農業者って何?

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進法の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を目指す計画を市町村が認定し、この認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

つまり、これまでの一律の補助金支給制度ではなく、目標達成のため農業経営改善に積極的に取り組もうとする農業者に補助をする制度に変わったものといえます。

認定農業者の方から、「認定を受けても何のメリットも感じられない」という声が上がることがあります。制度の趣旨からすると、農業者から積極的に働きかけなければならぬことを理解する必要があると思います。しかし、自然を相手とする農業（特に土地利用型農業）では、積極的かつ計画的に取り組もうとしても、天候等に左右され自分の思い通りにならないのが現実です。

そこで、技術的な面についてはもちろんのこと、互いに悩みを相談する等、精神的な支えとして相互交流や情報交換の場が重要になってくると思います。

そのため、上山市認定農業者連絡協議会では、今後、全国単位・県単位・

市町村単位での交流・情報交換に関する情報を多く提供していきたいと考えています。

（上山市認定農業者連絡協議会

会長 井上隆市）

認定農業者連絡協議会 研修会に参加して

2月13日に、上山市認定農業者連絡協議会主催で、「イノシシの生態と被害対策について」の研修会がありました。講師として、合同会社東北野生動物保護管理センターの鈴木淳さんを迎えました。

市内でも近年イノシシによる農作物の被害が増加している中、会場は満席で関心の高さが伺えました。初めに、イノシシの被害には農業被害・生活環境被害・人身被害の3種類があるとの説明がありました。イノシシの生態として、雑食性で繁殖力がとても強く、出産はほぼ毎年で1回に4〜5頭出産するそうです。またオスは単独行動で、メスはグループ行動が多いということです。加えて、銃・ワナによる捕獲方法等を写真と動画で、長所と短所を分かりやすく説明してもらいました。

今後の取組みとして、藪や耕作放棄地を刈払って生息しやすい環境をなくすこと、放置果樹等エサとなるものをなくすこと、不要な樹木の伐採等も検討していくことが必要だと思いました。ま

た、侵入防止柵は地権者の理解を得ながら地域内で話し合い、協力して設置することがコストの省力につながると感じました。最後に、この研修会を交流、話し合いの場として継続して開催してもらいたいと思います。

（鈴木章推進委員）



イノシシについての研修会の様子

農地法等の申請書の 受付について

申請書の受付期間

毎月5日～11日

総会開催日

毎月25日

- ※ 受付期間内の申請にご協力をお願いします。
- ※ 受付期間及び総会開催日は、休日等により前後することがあります。
- ※ 申請書の添付書類等については、事前にご相談ください。

安心して豊かな老後のために 農業者年金に加入しよう!

農業者年金のメリット

- 少子・高齢化時代に強い確定拠出型の年金!
- 終身年金で80歳までの保証付き!
- 保険料は全額社会保険料控除!
- 手厚い政策支援! 保険料に国庫補助も

～ 農業者の方なら広くご加入いただけます ～

全国農業 新聞

農業経営と暮らしに役立つ情報が満載

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：一か月 700円（送料込み）
- 申し込み：農業委員会へ